第三十五条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第十号中「講師」を「講師等」に改め、同号ロ中「これに」を「法に」に、「法第七十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とする。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（申請の手続の簡略）

第三十五条の二　同一の者が実施する二以上の認定講習課程（申請の日から三年以内に認定講習課程の実施の期間が満了するものに限る。）であって、その認定講習課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、申請を行う認定講習課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各認定講習課程に係る同条各号に掲げる事項を記載した書類及び使用する教材等を添えて提出することにより行うことができる。

（電磁的方法により作成された教材等の提出方法）

第三十五条の三　前二条の規定により総務大臣に提出する教材等であって、電磁的方法により作成されたものについては、その記録に係る記録媒体により提出するものとする。

第三十六条第一項中「前条」を「、第三十五条」に改め、同項ただし書中「第三十四条第五号に該当する際」を「同条第五号の基準に適合しない場合」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第三十八条第一項第三号ロ中「時間割」を「同時受講型講習にあっては、時間割」に改め、「実施要領（」の下に「第三十四条第七号の」を加え、同号ハ中「講師」を「講師等」に、「次項第二号ロ」を「第三項第二号ロ」に改め、同号に次のように加える。

ト　認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

チ　施設費及び運営費並びにその支弁方法

リ　受講料の額

第三十八条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項第七号中「講師」を「講師等」に、「第三十五条第十号イ」を「第三十五条第八号イ」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「認定講習課程実施者は、」の下に「その認定講習課程の」を加え、同項第二号イ中「認定講習課程の」を削り、「実施場所」の下に「（随時受講型講習の場合にあっては、受講形態の概要）」を加え、同号ロ中「講師」を「講師等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十五条の三の規定は、前項の規定により提出する教材等について準用する。

第三十九条第一項中「認定講習課程を」を「その認定講習課程の受講者が当該認定講習課程を修了したとき及びその認定講習課程が」に改め、同条第二項中「、当該認定講習課程に関し」を削り、各号を次のように改める。

一　認定講習課程の受講者が当該認定講習課程を修了したとき。

イ　認定講習課程の種別

ロ　講習科目別講習時間

ハ　修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日

ニ　修了者別の修了試験の成績

二　認定講習課程が終了したとき。

イ　認定講習課程の種別

ロ　実施の期間

ハ　講習科目別講習時間

ニ　講師等の氏名及び担当科目別講習時間（随時受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）

ホ　修了試験の問題

ヘ　履修者数

ト　その他参考となる事項

第四十一条第一項中「取り消す」の下に「ことができる」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（認定した認定講習課程の公表）

第四十二条の二　総務大臣は、現に第三十六条第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一　認定講習課程の種別

二　認定講習課程実施者

三　実施の期間

四　その他参考となる事項

第七十一条に次の一項を加える。

2　主任講習は、同時受講型講習又は随時受講型講習の方法により行うものとする。

第七十二条中「、場所」を「及び場所（随時受講型講習にあっては、主任講習の期間）」に改める。

第七十四条中「場所」の下に「（随時受講型講習にあっては、主任講習の期間）」を加える。

第九十八条第一項の表中「財団法人日本アマチュア無線振興協会（平成三年八月二十二日に財団法人日本アマチュア無線振興協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本アマチュア無線振興協会」に改める。

別表第六号の表中「授業時間」を「授業時間（注）」に改め、同表に次の注を加える。

注　随時受講型授業にあっては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第八号の表中「講習時間」を「講習時間（注）」に改め、同表に次の注を加える。

注　随時受講型講習にあっては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる講習時間とする。

別表第十号の表中「講師」を「講師等」に改める。

別表第二十四号の表中「時間数」を「時間数（注1）」に、「（注）」を「（注2）」に改め、同表の注を同表の注2とし、同表の注1として次のように加える。

注1　随時受講型講習にあっては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる時間とする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中無線従事者規則第九十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。